

# 平成29年度第1回宮城県環境審議会

日 時：平成30年1月18日（木曜日）

午前10時から

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

## 1. 開 会

○司会(鈴木補佐) 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。  
ただいまから宮城県環境審議会を開会いたします。

本審議会は25名の委員により構成されておりますが、本日は22名の皆様にご出席の連絡をいただいております。ただいま、環境審議会条例第6条第2項の規定により成立条件でございます半数以上のご出席をいただいておりますことから、本日の会議は有効に成立されていることをご報告します。

## 2. あいさつ

○司会(鈴木補佐) それでは、開会に当たりまして、後藤環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

○後藤環境生活部長 皆様、おはようございます。

本日は、年初の大変お忙しい中、宮城県環境審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃より県政の推進、そして東日本大震災からの復旧・復興に関しまして、様々な御支援、御尽力、御協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、昨年3月に開催いたしました前回の審議会以降、環境行政をめぐる情勢は大きく変化をしております。世界に目を向けますと、昨年11月にドイツのボンで開催されましたCOP23におきましては、パリ協定のルールづくりを加速させていくということで各国が合意をしております。我が国におきましても、環境基本法に基づく環境基本計画につきまして、現在の第四次計画の見直しが進められており、この4月の閣議決定に向けまして、昨年8月に中間取りまとめがなされたところでございます。計画の見直しの中では、平成27年9月に国連で採択されましたSDGs、持続可能な開発目標の理念に基づきまして、環境、経済、社会の統合的向上を具体化するための戦略を進めていくという方向が示されてございます。

思うに、環境の世紀と言われて久しいところでございますけれども、震災以降、人々の頭、それから心の中で、何か大小のクエスチョンが生じ、それが静かなうねりとなりまして、そしてこの二、三年、まさに世界経済の第一命題も環境であるということが声高に宣言されているのではないかというふうに感じてございます。

本県といたしましても、こうした世界全体、また国の動向を踏まえた上で、地域の様々なニーズに応えた環境政策を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも委員の皆様のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日お願いをいたします議事は3件でございます。

1件目につきましては、宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の見直しについて。

2件目は、平成30年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について。

3件目は、釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画(第6期)の中間見直しについてでございます。

委員の皆様におかれましては、様々な観点から御意見を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくをお願いを申し上げます。

○司会(鈴木補佐) それでは、議事に移ります前に、本日の配付資料を確認させていただきます。資料の右肩に箱囲みで記載しております番号にて、御確認をお願いいたします。

まず、事前にお送りしております資料は、審議事項の資料としまして審1、審2-1から5まで、それから審3の3種類でございます。

また、報告事項の資料としまして報1と、平成29年版宮城県環境白書でございます。

このうち資料審1と審3につきましては内容に変更がございましたので、恐縮ですが、差しかえ分を本日机上配付してございます。変更箇所につきましては、議事の中で御説明いたします。

そのほか、机上にお配りします資料といたしまして、本日付で諮問いたしました「平成30年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について」の諮問書の写しと、県が実施いたしましたセミナーに関する資料がございます。

資料の過不足はございませんでしょうか。よろしいでございましょうか。

それでは、審議会条例第6条第1項の規定により、ここからの議事につきましては須藤会長に議長をお願いいたします。須藤会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○須藤会長 かしこまりました。

それでは、議事進行をさせていただきますが、議事進行に入ります前に一言だけ御挨拶を申し上げて、議事進行に移りたいと思います。

先ほど後藤部長からお話がありましたように、昨年のCOP23において、必ずパリ協定は達成するというところで進めていくということになっているわけですが、我が国の16年度の温室効果ガスの削減というのは、わずか0.2%だったという非難も浴びておりまして、世界中あるいは日本中で気象災害がある中で、宮城県は比較的気象災害がないということで、私はまあまあというように思っておりますが、自分の県だけがなければいいというものではなくて、地球温暖化の問題というのは世界中で達成しなければいけないと思っております。

この問題は、後の議題も出てまいりますので、私自身が感じているところをそう申し上げただけであって、議題としては、先ほどお話がありましたように、審議事項3件、報告事項1件が予定されております。

### 3. 議事

#### (1) 審議事項

##### ①宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについて（骨子案）（環境政策課）

○須藤会長 まず、審議事項1の宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについてでございます。こちらは、昨年3月に開催しました本会議において知事より諮問を受けており、見直しの内容を審議する専門委員会を設置し、議論を重ねていただいているものでございます。本日は、審議の経過や見直しの方向性について報告をいただくことでございます。

それでは担当課、環境政策課長より御説明願います。どうぞお座りになって結構です。

○伊勢環境政策課長 環境政策課長の伊勢でございます。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直し（骨子案）でございますけれども、説明資料にて御説明いたします。右すみに審1記載の資料をお開きください。本件につきましては、昨年3月27日に本審議会に諮問し、あわせて専門事項を調査するため8名の専門委員会を設置しております。審1-1というA4の資料は、専門委員の名簿でございます。御覧いただきますとおり、新妻東北大学名誉教授を座長としまして、当審議会の青木委員、陶山委員、谷口委員、日引委員、吉岡委員にも御就任をいただいております。

専門委員の会議につきましては、昨年8月18日の第1回を皮切りに、先月下旬まで3回開催させていただきました。会議では、事務局でテーマごとに策定した資料を御説明して、専門委員の皆様からそれぞれの御専門に応じた御意見をいただくという形で進めております。

12月22日に開催いたしました第3回の専門委員会会議におきましては、その前に開催した2回の会議での御意見を踏まえ、計画の全体像を骨子案として、この資料でございますけれども、まとめたものを報告いたしました。第3回の会議におきましても多くの御意見をいただいておりますが、計画の骨子については御了解をいただいたこともございまして、今回、その時の会議資料について中間報告として御説明をさせていただきます。

なお、この計画と同時並行的に再エネ等省エネ促進審議会において、再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例に基づく再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画についても、随時連携を図りながら策定を進めておりますので、後ほどその概要についても御報告をいたします。

それでは、資料の説明に入りますが、その前に事前配付資料から一部変更がございましたので、まずはその報告をさせていただきます。

資料の真ん中あたりに4カ所黄色のマーカーをしております数値目標について、事前配付資料では試算値を記載しておりましたが、数値の精査を現在実施しているところでございまして、まだ確定数値が出せない状況でございますので、現在、調整中という形で修正をさせていただきました。添付の参考資料も同様になってございます。御理解いただきたいと思います。

それでは、資料全体を説明いたします。

左上に計画策定の背景、右上に計画の基本的事項を記載してございます。また、左側の中段に「宮城県の地域特性と計画を取り巻く近年の動き」を、その下に「温室効果ガス排出量の現況と将来見込み」を、下段に「現計画の点検結果を踏まえた現状の課題」を記載しております。

これらを受けまして、資料の真ん中に「2030年の将来像・計画の目標」を、その右側に「目標達成に向けた施策」を記載しており、中段以下の内容は左から右へ流れる構成となっております。

それでは、個別の内容について御説明してまいります。上段の「計画策定の背景」，「計画の基本的事項」につきましては、諮問の際に御説明させていただいておりますので、本日は説明を割愛させていただきたいと思っております。

それでは、まず最初に中段左側の「宮城県の地域特性と計画を取り巻く近年の動き」を御覧ください。まず宮城県の地域特性ですが、本県は海、山、川などが調和した恵み豊かな自然環境を擁しておりますほか、東北地方にあっては寒冷な気候である一方で日射に優位性があります。また、震災の経験があり、分散型エネルギーへの関心の高まりがあるほか、それを踏まえ水素社会先駆けの地としての取組も進められています。

次に、計画を取り巻く近年の動きですが、電力関連では原子力発電所の停止が長く続いているほか、電力小売自由化が進み、発送電分離も近く始められます。石炭火力の問題や固定価格買取制度の国民負担増加、送電系統の逼迫という課題もございます。世界では、電気自動車の競争が激化しているほか、最近では森林環境税という税金も国では検討されています。

その下の「温室効果ガス排出量の現況と将来見込み」を御覧ください。まず全体の傾向ですが、県内の温室効果ガス排出量につきましては、そのほとんどが二酸化炭素で、長期的には家庭部門と業務部門が増加傾向となっております。二酸化炭素排出量のうち産業部門や運輸部門はそれぞれ3割を占めるほか、家庭部門や業務部門はそれぞれ2割を占めます。産業は製造業が、運輸は自動車はほとんどを占め、家庭部門の7割が電気エネルギーとなっております。

近年の傾向ですが、震災前までは継続的に減少傾向でありましたが、震災の復旧や復興の需要が要因となって、排出量は増加傾向が続いています。2014年度は、2010年の基準年比で産業で24.5%増、家庭で10.9%増、業務で2.8%増、運輸で6.9%増となっております。

将来見込みにつきましては、今後人口は減少傾向が継続する一方で、世帯数は当面は増加傾向が継続しますが、その後減少に転じ、2030年頃には現状よりも減少するものと見込んでいます。また経済は、将来的に復興需要が終わった後、若干の落ち込みが予想されるものの、最終的には現状よりも上回るものと見込んでいます。

これらを踏まえ、2030年の温室効果ガスは、現状の対策のままで推移した場合、わずかに増加するという見込みを立てております。

その下に、「現計画の点検結果を踏まえた現状の課題」を御覧ください。

現計画における将来像の区分ごとに点検しました結果、暮らしについては省エネ対策されていない住宅ストックや既存住宅の断熱性能の改善などの課題があります。また、地域については、再エネ導入における太陽光発電の偏りや、輸入燃料バイオマス発電施設の増などの課題がございます。さらにものづくりについては、環境関連ものづくり企業のさらなる創出や、管理放棄された森林の増加などの課題がございます。

続きまして、資料真ん中の「2030年の将来像・計画の目標」を御覧ください。将来像につきましては、4区分の将来像を示すこととしております。紫色で縦長になっているのが「自然・気候」で、適切に保全された恵み豊かな宮城の自然環境を将来像としています。その右の上段緑色部分でございますが、「暮らし・住まい」ということで、地球の一員として自然と共生するライフスタイル、無理なく消費エネルギーを減らせる住まい、自然を大切に使う暮らし、気候変動に適応した暮らしの4つを将来像としています。中段、水色部分ですが「まち・むら」で、地域資源をエネルギー源として活用するまちやむら、ゆとりを持って暮らせる低炭素型の都市、資源が地域内で循環する農山漁村、気候変動影響に適応するまちの4つを将来像としています。そして下段、オレンジ色の部分でございますが、「産業・経済」で、環境に配慮した企業経営と発展する環境関連産業、活力が溢れ成長産業化した林業・木材産業、低炭素型で魅力豊かに発展する農業・漁業、気候変動影響に適応した産業の4つを将来像としています。「暮らし・住まい」それから「まち・むら」「産業・経済」のそれぞれの将来像を実現することで、紫色の「自然・気候」の将来像も実現に近づくという考えで作成しております。

なお、審1-2として具体的な将来像を記載した資料も後ろに添付してございますので、後ほど御覧いただければと思います。また、それぞれの下に赤書きで数値目標を掲げています。事前配付資料から修正させていただいたとおりでございますが、紫色の「自然・気候」のところの下部には温室効果ガス排出総量削減目標として、約26%前後削減としております。この目標数値は、冒頭申し上げました再エネ等省エネ促進審議会におきまして、国の温対計画における省エネの対

策効果量を本県の人口や産業特性に当てはめて按分したものに、さらに本県独自の省エネや再エネ導入の取組の効果量を加えた化石燃料の削減量を算出しており、これを踏まえて温室効果ガス排出量として計算しようとするものでございます。

また、その他の3つの将来像におきましても、それぞれ補助目標という形で、例えば「暮らし・住まい」のところでは1日1世帯当たりのエネルギー消費量を25.9%削減や、「まち・むら」のところでは自動車1台当たりのガソリン消費量を37%削減、「産業・経済」のところでは、業務延床面積1平方メートル当たりエネルギー消費量を36%削減などと目標数値を掲げることとしております。なお、これらの目標値は、審1-3と審1-4において参考としてさらに詳細な資料を添付しておりますので、後ほど御覧ください。先ほども申し上げましたとおり、数値は現在精査中ですので、今後数値が動く可能性もございます。大変恐縮ですが、その点、御承知願います。

続きまして、その右側が「目標達成に向けた施策」でございますが、施策展開の基本精神として「流れを、変える。」という言葉を入れてあります。この下に細かい字で申しわけございませんが、その趣旨を記載してございます。この部分、読ませていただきます。

「流れを、変える。」

「地球の限界」に想いを馳せ、東日本大震災を経験した宮城・東北から、これまでの地球温暖化対策の流れを、変えていく。具体には、「自然との共生」を社会や暮らしの中に取り入れてきた、先人の「知恵」や「伝統」を現代社会に生かしつつ、省エネルギーと再生可能なエネルギー・資源の利活用・開発を基本とし、良好な環境に包まれ、人々が心豊かに充実した「暮らし」が実現できるよう、ライフスタイルの転換、再省蓄エネの加速、水素立県、里山・林業の再生、環境関連産業の振興、地域社会の新たな仕組みの構築等々、環境・経済・社会の融合をさらに進め高めるべく、必要な「変革」を力強く推進していくとしました。

その右側には、今申し上げた基本的スタンスを踏まえた施策体系を将来像ごとに整理をしており、温暖化の進行を抑制する緩和策は3つの立案方針、10の基本的方向、現時点で46の取組に整理しております。また、温暖化による被害の回避・回復のための対策である適応策のほうは、1つの立案方針と基本的方向、7つの取組に整理しております。

なお、これら現在53の取組のうち、多くのものが再エネ省エネ計画における取組となりますが、取組面の右側に米印がついているものにつきましては、林業や産業など県庁の他部門における施策の中で展開される取組となります。最後に、今後の予定について御説明いたします。2月22日に4回目の専門委員会議を開催し、計画書の素案を検討していきます。そしてその御意見を踏まえまして計画案を作成し、3月にもう一度開催いたします。この環境審議会において御審議いただきます。その後、年度を超えて4月にパブリックコメントの手続を行った上で、早ければ6月ごろに最終案をお示しできるかと考えております。

宮城県地球温暖化対策実行計画の見直しについての説明は以上でございます。よろしく御願いたします。

○須藤会長 環境政策課長、どうもありがとうございました。

それでは、これから議論をしていただきたいと思いますと思いますが、計画の見直しに係る評価・審議につきましましては、専門委員会を設置して進めてまいりましたが、本審議会から、先ほどのお話のように5名の先生方が加わっております。本日は代表して、吉岡先生が副会長でもありますので、審議の内容につきましてコメントをいただければ幸いです。

○吉岡副会長 それでは、審議の内容をかいつまんで御紹介させていただきたいと思いますと思いますが、現在、概ねこういった骨子案ということで固めさせていただいております。先ほど伊勢課長からも、数値についてはまだ検討中ということでありまして、これをどこまで精査していくのかという作業と、さらに今後、これを政策にどのように生かしていくかというところで、まだ確定ができないという状況であります。少なくとも国で定めております2013年度の削減目標の26%については、暫定的ということになるかと思っておりますけれども出させていただいているような状況でございます。委員の先生方から、この目標についてまだ検討が必要だということも含めて御意見を頂戴しておりますので、少しそこを紹介させていただきたいと思います。まず全体的に、これは県民の方々皆さんに御理解いただいて一緒に推進していくということになりますので、簡潔な表現でできるだけつくり込んでいきたいと思います。あまり専門的な言葉を並べすぎて、先ほど部長のほうも「大きなはてな(?)」、「小さなはてな(?)」だと言いましたけれども、そんなことのないように理解いただけるような、そういう表現を全体的に考えて

ほしいということを申し上げております。

それから、宮城県の特徴にもなると思いますが、観光産業と絡めたところ、観光に関して、自然現象の影響が非常に大きいということで、そこに対しては柔軟なイメージが、対話ができるような、そういうイメージをつくり込んで、そういう観点も必要であろうということになっております。

特に、温暖化対策ということになってきますと、エネルギーの話と非常にリンクしてまいります。ただ、そのエネルギーに関しましては、今は県の施策とすると、どちらかという我々使う側のほうでどれだけ頑張りますかというようなつくり込みになっておりますので、供給する側と行政というものがどういうふうに連携していくのかということについても、少し踏み込んだ内容にすべきであろうというような意見も出てきております。

ただ単に低炭素とか温暖化ガスの削減ということで頑張りますよということではなくて、それをすることによってどういったメリットが自分のほうに返ってくるのかという、そういう視点もこの中に盛り込むべきだというような意見も出てきております。

あと、この数値目標をやるためには、国が大きな目標を立てているわけでありましてけれども、県としては、国の立てたものに対しておんぶに抱っこするというのではなくて、県自らがどこまでそれに対して頑張れるかということも、この中に見えるようにきちんと書き込んでいきたいというような、そんな意見も出てきております。

全体的には、我慢しなければいけないというだけではなくて、これをするによってどんな豊かな社会が将来待っているのかということの、そこがわかるような視点をきちんと文言の中に盛り込んでいければいいというようなことで、今、議論をしているというところでございます。

非常に細かい意見、いろいろ精査するべきところも出てきておりますけれども、それについては全部御紹介するわけにはいきませんので、全体的に大きな流れとしては、今紹介したような、そんなような方向で、今、議論を進めているということでございます。以上でございます。

○須藤会長 どうも吉岡先生、ありがとうございました。

それでは、この件については、もう一度、専門委員の会議で議論した後、3月の末にこちらの審議会でも議論するというところでございますので、先生方の御意見は、そこでも伺えると思いますが委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。どうぞお願いいたします。

どうぞ、土屋先生。

○土屋委員 非常に現状の分析を踏まえて将来構想まで書かれているので、この内容、非常によく理解できて、こういう方向で「流れを、変える。」というこの言葉もキャッチーな感じがして、非常によいというふうに思うんですが、この「流れを、変える。」縦書きの中で、1点だけ非常に唐突な感じがする言葉があって、それが「ライフスタイルの転換」という言葉があるんですけど、「ライフスタイルの転換」ということに関して、この施策をするために右側に書かれているところを読んで、「ライフスタイルの転換」って何を具体的に意味しているのかというのが、よく読み取れないんですね。これ、何をするのがよくわからないということが一つと、もう一つは、これは温暖化対策の実行計画ですね。それに県が、何となくライフスタイルという個人生活の生き方のような感じがするんですけども、生き方の転換を県が進める、行政が進めるというのはどういう意味なのかなと、ちょっと理解できない。この一文だけで、あとはすごく具体的に理解できて、ロジックがよくわかるんですけども。

○須藤会長 伊勢課長のほうから。ライフスタイルの転換とはどういう意味でしょうか。

○伊勢課長 計画策定の背景、本日、説明を飛ばさせていただきましたけれども、まず我々の今回の計画見直しの出発点として、パリ協定の前段となっているIPCCの第5次報告書について、世界の皆様と同じように危機感から始めております。いわく、要するに人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主要な要因であった可能性が極めて高い、95%以下の確率でということでございます。こういう問題点から出発をしております時に、これまで世界も日本も同じだと思うんですけども、技術革新をする中でCO2の排出を削減していきましようというところが、やはりかなり強くなってきていたかなと。本県もさまざまな補助金、省エネ機器の導入だとか、そういったことを支援策の中でもかなり強く外に出してやっています。そういう中でも、なかなか削減できないという現実がある時に、やはりエネルギーを再生可能エネルギーに転換していくというだけではなくて、エネルギーの消費を減らしていくというところに一度立ち返っていく必要があると。そういうところに「流れを、変える。」という視点をテーマとして掲げています。

1つ、今後そういったところで大きくなるのは、要するに熱エネルギーは熱エネルギーのまま  
で活用するということが1点あるかと思っています。その中で、これまで県として、例えば地  
中熱でありますとか、あるいは太陽熱でありますとか、熱を熱のまま使うようなライフスタイル  
、そういった意味でライフスタイルの転換、熱をもう一回見直してみましようみたいな運動を  
県としても進めていくというような方向によって、県だけでなく、皆さんの生活スタイルの中で  
熱を見直していただけるだとか、そういったことを少し、啓発活動の中でもそういったところに  
焦点を当ててやってまいりたいと、そのようなことを、ライフスタイルの転換という意味につ  
いては、思想を植えるというよりは、やはり具体的な対策面の中で、これまでのライフスタイルの中  
で使っていなかった熱だとか、もう一回見直してみましよう、そういうようなところを提案し  
ていこうかと思っていますというということでございます。

○須藤会長 土屋先生、何かさらに追加していただいたほうがよろしいのではないですか。

○土屋委員 今のお話ですと非常によくわかるんですが、そうすると、例えばエネルギーと暮らし  
の転換とか、何かもうちょっと違う言葉で、ライフスタイルの転換という生き方を変えるとい  
うような、ちょっと何かそぐわない文言、ここだけ取り出すとそのように感じてしまうので、御  
検討いただければと思いますけれども。

○須藤会長 委員である谷口先生、いかがですか。この今の議論のところでは何かありますか。

○谷口委員 そうですね、私自身は特段違和感というのはありませんでした。従来型のコマンドア  
ンドコントロール型の、規制して削減していくというアプローチではなく、より一歩踏み出して  
いかなければ、個人の行動を変えなければ、恐らく目標達成というのは困難だと思いました。だ  
とすれば、やはり個人の選択、行動に踏み込んだ後方支援型の政策を展開していくということは、  
私はぜひ推進していくべきだと思いましたので、むしろこのような文言が入っていたほうが、私  
自身はいいのかなと。

○須藤会長 「ライフスタイルの転換」という言葉がですね。

○谷口委員 はい、そうです。

○須藤会長 ありがとうございます。

内容を、もう少し具体的に、その表現でわかるようにというぐらいのことで。

○伊勢課長 わかりました。県民の皆さんの行動に結びつきの初めての計画ですので、なお一層、  
その辺を工夫をしてまいりたいと思います。

○須藤会長 ありがとうございます。ほかの先生いかがですか。どうぞ。

○萩原委員 御説明ありがとうございます。ただ今の御意見にもつながるんですけれども、「流  
れを、変える。」のところに、ぜひSDGsの目標17の連携・協働、これをしっかり入れていただ  
きたいと思います。SDGsというのは世界共通語なので、この目標をしっかり入れていくとい  
うことで、県の施策としては県庁内部の連携ももちろんそうなんですが、やはり、この問題とい  
うのは、今のライフスタイルの話にもつながりますが、個人とかさまざまな組織がマルチステーク  
ホルダーで関わっていかなければいけない問題でありますので、ここをしっかりと書き込んでい  
くことによって、県民全体に対しての意識変革につながるのではないかと思います。このとこ  
ろにそういうパートナーシップとか協働とか、そういったものを入れていただいたほうが、  
県も助かるのではないかなと思います。

それから、審1-参考(2)の将来像の2枚目のところに、SDGsの目標がそれぞれ書いている  
んですが、ここにちょっとつけ足してほしいなというふうに思います。例えば「産業・経済」の  
ところには、SDGsで言いますと目標8の働きがい、ディーセント・ワークですね、これ当然入  
ってくると思うんです。ただ単に産業・経済を発展させるのではなく、そこに働く方たち、その問  
題と切っても切り離せないという問題があるかと思っています。それから「暮らし・住まい」、こ  
の「産業・経済」のところにも目標12が入っていますが、SDGsの中で、今のライフスタイルにつ  
ながりますが、一番画期的だと言われているのが、この目標12なんですね。消費者教育というか消  
費者、それから生産者、特にこの問題にしっかりと関わっていくということですので、「暮ら  
し・住まい」のところにも、当然目標12が入ってくると思います。それから「暮らし・住まい」  
ということになると、やはり目標11の住み続けられるまちづくりもこれに入ってくる。

最後なんですけれども、やはり「まち・むら」のところにも目標11は当然入ってきます。な  
ので、お願いとすると、全てのSDGsのそれぞれの目標をきっちりもう一度点検していただいて、入  
れていただけたほうが、国を上げて世界でSDGsを達成するということが、一番の目標にす  
べきだと思いますので、せっかくならば入れていただければなと思いました。非常に全体的

にはわかりやすいところになっています。以上です。

- 須藤会長 やはり持続可能な社会だということにするわけですから、その目標値を散りばめていただいたほうがいいのかもかもしれません。
- 伊勢課長 今、先生からも御指摘ありましたが、これは専門委員会でも吉岡先生から、やはり今後の大きな世界の流れとしてSDGsの視点というのは欠かせないだろうと。それについて、先生から御指摘があったように、まだまだ抜け落ちている観点というのはございましたので、ここはやはり、世界のトレンドの中で計画を見直す時には、絶対欠いてはいけないタイミングだなと思います。なお、今先生からアドバイスをいただいたとおり、少し精査をしてみたいと思います。
- 須藤会長 やはり地球温暖化対策とは、我々のライフスタイルを我慢をしなくてはいけないととられがちなんですけれども、これを実行することによって経済も好循環をしていくんだという。温暖化対策と経済が好循環するんだというのが基本的な捉え方ですね。だから、豊かな社会にしていくのも、温暖化対策を進めることによってできるんだと。別に金銭的に豊かという意味ではなくて、我々の生活自身が豊かになるということも含めて地球温暖化対策をすることが大事だと。昔の地球温暖化対策というのは何%減らせ、何%減らせばかりだったからきつく感じるわけですけども、そうではないんだろーと思っておりますので、その辺も考慮して、どうぞさらに検討していただきたいと思っております。

それでは、よろしいですか、それではこれは吉岡先生、環境審議会としては吉岡先生が代表で5人の先生がおられるので、今の雰囲気をご伝えていただいて、議論をさらに進めていただきたいと思っております。

## ② 平成30年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について（諮問）（環境対策課）

- 須藤会長 それでは、次の審議事項2に入ります。  
続きまして、審議事項2の平成30年度公共用水域水質及び地下水質測定計画についてでございます。これについては、本日付で本審議会に諮問されております。それでは担当課から、環境対策課長のほうから御説明をお願いします。
- 赤坂環境対策課長 環境対策課長の赤坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。  
着座にて説明をさせていただきます。  
審議事項の2になりますので、資料が2-1から2-5まででございます。それでは審議事項の2、平成30年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について説明をさせていただきます。公共用水域水質及び地下水質につきましては、水質汚濁防止法の15条と16条の規定に基づいて、国あるいは仙台市関係機関と協議の上、県知事が作成をすることとされております。同法21条の規定に基づき、計画案について御審議をいただくこととしておりますことから、環境審議会に毎年諮問をさせていただきます。

それでは、計画案の説明に入ります前に、平成28年度における公共用水域水質及び地下水質の測定結果についてご報告をさせていただきます。まず資料の2-3を御覧いただきたいと思っております。また、公共用水域の水質測定の補足といたしまして、審2-4の資料を配付させていただきますので、あわせて御覧願います。審2-3のほうを御覧ください。

### 1、公共用水域水質測定結果について説明をいたします。

公共用水域につきましては、平成28年度、293地点の水質測定を実施しております。2の調査結果の概要ですが、(1)健康項目の27項目のうち、カドミウム、砒素、ふっ素及びほう素の4項目について環境基準を超過いたしました。基準を超過した地点ですが、①カドミウムと③ふっ素につきましては、迫川中流水域の鉛川において、原因は鉱山排水の影響や地質に由来する自然汚濁によるものと考えてございます。②、砒素についてでございますが、江合川上流の鳴子ダムに流入する大深沢と、名取川中流水域の碁石川合流前の2地点で超過をしております。原因としては、上流域にある温泉など地質由来の自然汚濁によるものと考えてございます。

次に(2)生活環境項目でございます。生活環境項目は、水道水等の利用目的に応じて類型水域ごとに環境基準値を定めております。水域ごとの環境基準の達成状況でございますが、有機性の汚濁指標であるBODとCODにつきましては、河川の59水域中58水域で環境基準を達成し、達成率は98%、前年度より2ポイント下がっております。

湖沼では12水域中2水域で環境基準を達成してございまして、達成率は17%、前年度より9ポイント上昇をしております。



海域ですが、24水域中16水域で環境基準を達成しまして、達成率は67%、これは前年度と同様の結果となっております。全体としましては80%でございました。これは、前年度と同様でございます。次に、全窒素につきましては、類型指定海域9水域中、前年度同様8水域で環境基準を達成しました。全リンにつきましても、類型指定湖沼5水域中、前年度同様2水域で、また類型指定海域9水域中、前年度より1水域ふえまして8水域で環境基準を達成してございます。

次に2ページを御覧ください。続きまして③水生生物の保全に係る環境基準項目についてですが、まず全亜鉛につきましては、類型指定河川18水域中、湖沼9水域の全水域で環境基準を達成しております。次に、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩類、LASにつきましては、4項目とも類型指定河川18水域中18水域、湖沼9水域全地点において環境基準を達成いたしました。

次に、3ページの地下水の測定結果について説明をさせていただきます。

まずⅡ、地下水水質測定結果の2の調査内容でございます。(1)調査区分は、①概況調査、②汚染井戸周辺地区調査、③継続監視調査の3つに区分しております。それぞれの調査項目につきましては記載のとおりでございます。(2)調査項目は、環境基準項目の28項目です。(3)調査地点数は、概況調査39地点など合計で99地点を調査しております。3の調査結果の概要でございます。(1)概況調査でございますが、砒素につきましては仙台市宮城野区の1地点、若林区の1地点で環境基準を超過いたしました。また、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素につきましては、仙台市太白区の1地点、名取市下増田の1地点で環境基準を超過しております。(2)汚染井戸周辺地区調査については、基準値超過はございませんでした。(3)継続監視調査につきましては、表に示したとおりでございます。32地点で超過をしてございます。(4)再度汚染井戸周辺地区調査につきましては、一定期間連続して環境基準を満たした継続監視調査地点の調査の終了を検討するために、周辺の地下水の調査を実施するものでございます。

続きまして、資料の2-5を御覧ください。この資料は、現在環境省におきまして放射性物質の濃度の推移を把握するために実施している公共用水域における水質・底質周辺環境のモニタリング調査結果でございます。そのうち本県分を取りまとめたものになります。

1、調査の概要でございます。まず(2)調査地点でございますけれども、県内の公共用水域における環境基準点等の76地点を調査しております。(3)調査内容につきましては記載のとおりでございます。

2の調査結果の概要でございます。(1)水質につきましては、全地点において不検出となっております。(2)底質につきましては、ほとんどの地点で400Bq/kg以下でございます。減少傾向で推移しております。(3)周辺環境につきましては、記載のとおりでございます。

次に2ページを御覧ください。こちらは、放射性物質のモニタリング調査の結果の概要になります。上の欄の表は、県内の調査結果を23年10月から昨年の9月まで毎年度、年度ごとに取りまとめたものでございます。そのうち枠の中に色がついてございますけれども、これは、これまでの一番高い数値のところを示しております。下段の表は、測定地点ごとのセシウム134と137の合計を、ページの下、ちょっと小さい文字で書いてございますけれども、その凡例をもとにグラフ化したものでございます。左側のほうが河川・湖沼の底質、右側の河川・湖沼の周辺環境とも、先ほど申しましたように青色の部分が多くなってございます。これが400ベクレル以下ということになります。

3ページを御覧ください。これは、阿武隈川流域での底質及び周辺環境ごとの放射性物質並びに河川敷の空間放射線率の推移を示したものでございます。4ページを御覧ください。これが県内の測定地点をあらわした地図となっております。平成28年度公共用水域地下水の測定結果、放射性物質のモニタリング調査結果の報告は以上でございます。

続きまして、平成30年度公共用水域水質及び地下水質の計画案について、御説明をさせていただきます。資料審2-1の計画の概要を使って説明をさせていただきます。資料審2-1を御覧ください。目的につきましては、先ほど冒頭で御説明を差し上げたところでございます。2の計画内容ですが、公共用水域水質測定計画の総括表を御覧ください。測定水域数は、前年度と同じ133水域。測定地点数は、前年度から8地点減少しまして285地点となっております。

次に、地下水水質の測定計画総括表を御覧ください。概況調査39地点、継続監視調査46地点の合計85地点で水質測定をする予定でございます。29年度と比べますと、継続監視調査において4地点減少する計画となっております。内訳は括弧内に記載のとおりです。

3の測定機関でございますけれども、記載のとおりでございます。

4の測定項目ですが、まず(1)公共用水域につきましては、28年度と同様に、健康項目27項目と生活環境項目12項目、裏面にいきまして、要監視項目26項目とその他9項目となっております。(2)地下水につきましては、環境基準項目28項目、要監視項目24項目、それから水素イオン濃度としております。なお、29年4月1日から、塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに名称が変更されております。

5の測定方法につきましては記載のとおり、6の測定結果の公表につきましては、宮城県が各測定機関の測定結果を取りまとめまして、環境白書やホームページ等により公表をしていくところでございます。なお、速報値につきましては随時、県のホームページで公表していくところでございます。

30年度公共用水域水質及び地下水質測定計画の説明につきましては、以上でございます。なお、7の今後のスケジュールにつきましては、本日諮問をさせていただきまして後、2月に須藤会長を委員長とします8名の専門委員で構成します水質専門委員会で御審議を賜りまして、3月の環境審議会で御審議いただければと考えております。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須藤会長 どうも御説明ありがとうございました。

この専門委員会については、私が進行役を務めておりますので、なかなか発言しにくい部分があるんですが、今の御説明を伺った範囲で、まずは委員の先生方から御質問、御意見を伺いたいと思います。

よろしいですか。何か数字ばかり多くて、項目が多くて、これだけ見るとよくわからないというのが一般的なことなんですが、環境はそんなに、水質環境はそんなに悪くはないんだけど、私から質問するのは変なんだけれども、湖沼がいつも17%ですよね。それで、全国で後ろから数えて2番目か3番目ですよね、湖沼は。違ったっけ、ですよ、全国で(「そうですね」の声あり)そうですね。一番下なんですよ、47都道府県。なので、湖沼の水質というのは、やはりここの釜房もありますし、飲料水の水源になることもあるので、湖沼の水質が宮城県ですべて悪いのは、何とか解決をしないといけないのではないかと、私は基本的に思っているんですよ。それなので、こういう席で何か先生方からアイデアなり、要望、御意見とか伺っておいたほうがいいかなと思うので。これ、当たり前ではないんですよ。よその県に行ったら、湖沼だって50%とか60%とか達成率があるんですけども、我が県は17%なんですよ。そういうことが、すごく私、問題だろうと思っています。

じゃあどうぞ、ほかの先生方、いいですか、この問題、1回審議した結果をここに持ち寄るということで、次回は専門委員会で審議した結果をここで出しまして、それで先生方がよろしいとおっしゃればそれを答申とするということで、よろしいかな。先生方、それでよろしいですか。どうぞ、土屋先生。

○土屋委員 ちょっと質問なんですけれども、審2-3という資料がございしますが、これには超過した地点の記載がございしますが、カドミウムが迫川の中流、久保橋というところで超過していて、同じ地点でふっ素も超過しております。片方が自然汚濁、カドミウムのほうは。ふっ素のほうは鉱山排水及び地質に由来する汚濁という部分、原因を2つ分けているのは何か根拠があるんでしょうか。

○須藤会長 それでは、どうぞ担当者でも結構ですから、ここは細かいことなので、担当の方がかわって説明されても結構です。原因が違うのかということですよ。

○赤坂課長 ちょっとここを分けて書かせていただいたんですけども、やはり鉱山排水の由来というのは否定できませんので、その原因もカドミウムの場合考えられます。また実際、この川の下から湧水が湧いておりまして、自然に下から湧いてくる水も5年ぐらいかけて以前調査したことがございます。そこからもやはり、カドミウムとかそういったものが出ておりますので、ここをちょっと書き方分けさせていただいたんですが、鉱山排水の可能性も十分あるということで、ご理解をお願いします。

○土屋委員 先ほどの須藤先生のお話もありましたけれども、やはり、迫川の上流にある鉱山の影響というのは、下流域非常に大きいと思うし、伊豆沼とか内沼とかが全部そこに入ってくるので、ここは十分注意をされたほうがよいかなと思いますけれども。

○赤坂課長 ありがとうございます。

○須藤会長 それはもう一度、専門委員会にも出してください。

○赤坂課長 はい。

- 須藤会長 ほかの委員の先生、よろしいですか。どうぞ、吉岡先生どうぞ。
- 吉岡副会長 非常に細かいところまで分析をされて、表を出していただいているんですけども、環境の対策という観点から考えて、先ほどの湖沼の話ではないんですけども、この数字をどういうふうに対策に持っていくのかというところが、ちょっとこの報告の中では今回見えなくて、ぜひ他県等も含めてどういった、同じような状況のところはどういった対策をやっているのかというのも少し検証しながら、この数字をぜひ対策に持っていくような、そういう方向も示していただければというふうに思います。
- 赤坂課長 ありがとうございます。
- 須藤会長 ありがとうございます。

環境というのは、モニタリングだけすればいいわけではなくて、そのモニタリングの成果をどう対策に反映させるかということが大事なので、ややもすると、これだけの項目が多くて、これだけの厚みがある資料ですから、それで刻々と濃度が変化するので、モニタリング結果を並べ立てるとということがよそでも多いんですが、そういう結果になるんですが、それをやっても余り意味がないので、今の吉岡先生のことを踏まえて専門委員会のほうでも審議をさせていただきたい、こういうふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、今、両先生からお話もいただいたので、今年度も例年同様、この審議事項につきましては、水質専門委員会の検討で進めていきたいということで、よろしゅうございましょうか。

先生方のご理解が得られたと思いますので、水質専門委員会に評価・検討をお願いするというようにさせていただきます。

### ③釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（第6期）の中間見直しについて（答申案）（環境対策課）

- 須藤会長 続きまして、審議事項3の釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（第6期）の中間見直しについてでございます。こちらは、前年3月開催されました本審議会で諮問を受けており、水質専門委員会議で議論いたしてまいりました。今回、専門委員会議で取りまとめた答申案について御審議いただきたいと思います。それでは、担当課から説明を願います。
- 赤坂課長 続きまして審議事項の3、第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画の見直しについて説明をさせていただきます。資料は審3、審3概要版、それから訂正を1カ所させていただきたいと思います。審3の21ページに、配付されております審3訂正箇所、下の段のグラフ、黄色いところのグラフの数値を変更させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、計画の見直しにつきましては、先ほど会長からもお話がありましており、昨年3月に環境審議会のほうに諮問させていただきました。そして水質専門委員会に付託されたものでございます。

水質専門委員会は、須藤会長を座長としまして学識経験者の方、行政機関の方合わせまして8名の委員で構成されてございます。昨年の8月と10月に水質専門委員会議を開催し、御審議をいただいたところでございます。

本日は、私から水質専門委員会の審議結果などにつきまして御報告をさせていただきます。

まず資料3の概要版を御覧ください。

まず1、釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画について、簡単に御説明をさせていただきます。宮城県の重要な水源である釜房ダム貯水池は、昭和62年度に湖沼法に基づく指定を受けまして、5期25年にわたり水質保全対策を進めてまいりました。平成24年度に、中長期的な視点から計画期間を10年とします第6期計画を策定し、中間年となります平成29年度に、計画の進捗状況の評価及び検証を行ったところでございます。なお、国が定めた湖沼法の基本方針によりまして、5年を超える計画につきましては5年をめぐりに中間評価を行うこととされてございます。

次に、2の第6期計画の進捗状況の評価及び効果の検証でございます。中間評価では、計画に位置づけております対策の進捗状況や、水質の変動の整理、排出負荷量の再算定などを行い、対策の効果を検証いたしました。この結果をもとに、計画見直しの必要性や第6期計画後半の5年間で重点的に実施すべき事項について検討をしたところでございます。少し詳しく見ていただきますと、（1）主な事業の目標と進捗状況でございます。第6期計画では、主な施策として生活排水対策、流出水対策、森林の適正管理などを挙げております。これらの中で、具体的な数値目標を設定しております項目等の進捗状況についてまとめた表になります。一番上の生活排水対策を御覧いただきますと、衛生処理率と書いてございます。これは、釜房ダム流域におきます計画対象地域として指定されている地域の行政人口に対します下水道接続人口、青根浄化センター接

続人口、浄化槽の設置済み人口の合計に対しての割合ということになります。汚水衛生処理率は、平成33年度目標値100%に対しまして、平成23年度計画当初の76.1%、平成28年度の現状におきましては83.9%というふうになっております。項目の欄に中間目標というものがございすけれども、この中でアンダーラインの引かれているものにつきましては、特に中間目標が設定されておらず、目標値と開始時の数値の中間値を示しております。開始時に数値がないものにつきましては、目標値の50%値を示してございます。中間目標に達しない項目もございすけれども、概ね中間目標値に近い結果となっております。

(2) ダム貯水池の水質目標値との比較を整理したものでございます。まず資料3の19ページをお開きいただきたいと思っております。これは、第5期計画と第6期計画前半までの水質の経年変化をグラフにしたものでございます。まず、上段の2つのグラフにつきましては、釜房ダム貯水池内のCODの変化を表しております。第6期計画に入り、25年からやや上昇傾向を示しており、一番上のグラフ75%値につきましては、26年度から2.8前後の値となっております。やや上昇した原因は、渇水による河川からの流入の減少、また出水等による負荷量が増えたことなどが考えられます。上から3つ目のグラフを御覧ください。全窒素及び全燐の変化を示しております。特に大きな増加や減少傾向は見られず、過去の変動の範囲内となっております。一番下のグラフでございすますが、これは高い値になると異臭味が発生しやすくなると考えているN/P比と言われる経年変化でございす。

次に、資料3の21ページ、先ほど差しかえをさせていただいたところを御覧ください。これは、排出の負荷量の経年変化を表したグラフになります。上のグラフを見ていただきますと、生活系、観光系、それから畜産系と合わせた排出負荷量ですが、平成23年度は143でしたが、24年度からやや減少傾向を示しまして、28年度には131となっております。下のグラフは、総排出負荷量を示しております。総排出負荷量の大半を占めます面源負荷と産業系を合わせますと、その変化量は23年度から28年度までで約0.5%の増加量にとどまり、大きな変化はございません。

審3概要版に戻っていただきまして、裏面を御覧ください。ここで産業系の負荷量をちょっと御覧いただきたいんですけども、23年度の99.4から28年度173と、28年度には173に増えてございます。これは、6期計画から実態調査に取り組んでおります養魚場排出負荷量を加えまして、新たに反映させたということで、見かけ上、ここでその分が増えております。

次に、(4) 効果の評価・検証結果を御覧ください。これは、中間評価を取りまとめたものとなります。まず、下水道等の整備による負荷削減効果が見られ、自然系と産業系を除く汚濁負荷は減少傾向にありまして、水質保全対策の効果は着実に進展していると評価しております。その一方で、養魚場の負荷、それから森林負荷については現状が明らかになりつつあるものの、水質保全対策の方法や効果を定量的に評価できる状況には至ってきておりません。また、総排出負荷量が計画当初から大きく変化していない状況の中で、CODの上昇が確認されていることから、ダム貯水池の水質変動要因は流入負荷量の変動のみでは説明できないことがございす。水質の変動要因として、ダム貯水池内の内部生産あるいは地球温暖化等の影響が考えられますが、現時点では、因果関係の究明をすることは難しいと考えておりまして、今後も継続した長期的なモニタリングと、その現象の把握が必要と考えてございす。

ここで、水質専門委員会が出ました、主な先生方からの意見をご報告させていただきたいと思っております。生活系の排出負荷量が減少しているにもかかわらず、ダム貯水池のCODが悪化している現象の解明について、後半の5年間で調査研究を進めてほしい。それから、ダム貯水池のCODの悪化が内部生産による可能性があるのであれば、第7期計画の策定に向けて踏み込んだ準備が必要である。湖沼の水質評価をCODで行う妥当性について、釜房ダム同様CODの上昇が見られる琵琶湖等のほかの指定湖沼関係者と協力して検討する必要がある。そういった意見をいただいております。各委員の皆様からいただいた御意見につきましては、今回の中間評価に反映をさせていただきました。

最後に、3の第6期計画の見直しについてでございす。中間評価・検証の結果から、今後水質変動の現象把握や森林の負荷対策及び養魚場の負荷対策について、今後も検討していく必要があることから、計画の見直しは行わず、第6期計画後半の5年間におきまして、長期的な変動の把握、第7期計画策定に向けた、ここに書いてございす①から⑤の注目すべき5つの視点ということで設けさせていただいて、調査研究をより推進していくということといたしました。

また、4の中間評価のスケジュールにつきましては記載のとおりでございす。

以上が、水質専門委員会の審議結果のご報告等でございます。よろしく御審議を賜りますよう

お願い申し上げます。

○須藤会長 どうも、赤坂課長、御説明ありがとうございました。

それでは、委員の先生方から御質問をいただきたいと思いますが、この進行役を務めているのは私めでございます、私がお答えするのがいいということもあるかもしれませんが、その時はそのようにさせていただきます。

これがなぜ中間評価かということは、普通は中間評価はやらずに1期5年間でやりますから、第6期というのはもう終わった、大体終わる、今年度で終わるんですね、もしやっとならしたら、それを10年にしたんですね。ということは、その間で途中で、何か訂正することがあるんだったら、そこでもう一回訂正しようかなということ、その10年、あと5年後で目標達成ができるかどうかということを見ようというので中間評価と、こういう意味でございます。

そういう意味でございますので、よその県、例えば先ほど出た琵琶湖だとか、それから霞ヶ浦なんていうのは、第7期というのが、もう今始まっているわけですよ。それで、そういう意味では、期でいうとここが10年やってしまうから期が遅れるということにはなるんですけども、なぜそういうふうになったかという、釜房ダムというのは、大部分が自然汚濁であるので、自然汚濁をそんなにすぐ改善できるわけではないということがあったものの、先ほど養魚場の排水なんかが出てきまして、調べてみると、養魚場の負荷が異様に高いんですね。なぜ高いかということ、銀鮭ですか、ああいうようなものを、三陸でやっていたものをこの流域に持ってきて稚魚を飼育するというので、その汚水が意外に濃度が高いんですね。

ただ、この汚水は、水質汚濁防止法でそれを制御するすべがないわけです。なぜかと言ったら、これをこういうふう処理しなければいけないという処理基準が何もないので、それをまずは、行政指導しなさいということは申し上げてきましたが、もし国が全体とするならば、水質汚濁防止法の中にこれを入れていくということも必要かなと、こういうふうに思って、そんなこともその会では申し上げたわけでございますが、今はとにかく、業者の協力を得ながら調査をさせていただいて、やっとなら養魚場の排水の濃度が意外に高いんだということがわかったところでございます、それが釜房ダムの負荷源になるということでございますので、今後はそれを制御していかなくてはならないんだと、追加で説明させていただきました。

それでは、先生方からどうぞ、何か御意見があれば出していただきたいと思っております。どうぞ、松八重委員。

○松八重委員 計画について、御説明ありがとうございます。今、養魚場に関しては、会長のほうから御説明があったんですけども、農業の「こだわり米」の生産というのは、例えば濁水の流出コントロールですとか、あるいは施肥に関するコントロールですとか、そういったものがなされているのでしょうか。その辺のところの流出水対策という話と、CODですとか、あるいはその他の水質目標値との兼ね合いというか、つながりというのがちょっとよくわからなかったものから、御説明を少しいただければと思います。

○須藤会長 事務局のほうでどうぞ。

○赤坂課長 農地の施肥とか、そういったことでございますでしょうか。

○松八重委員 そうです。

○赤坂課長 計画の対策の中に、側条施肥という項目がございます。一般的に施肥をする時に、田んぼですけれども、田植えの機械の脇に落とすように肥料を分けて、少量で発育するような機械を補助を出して設置、購入できるような体制をとってまして、今、流域内では、かなりそれが普及しておりますので、そういった対策はしております。

そのほか、田畑あるんですけども、先ほどもちょっと会長からお話がありましたように、森林の面積が80数%ございますので、面源負荷のそちらの負荷の量が非常に大きいということがございます。

○須藤会長 よろしいですか。どうぞ、御意見があったら。

○松八重委員 面源負荷のほうはコントロールができませんので、コントロールしようと思うと、どうしてもやはり産業系ですとか生活系ですとか、そのあたりしかないんだと思うんですけども、そういう意味では、先ほどの側条施肥というようなものが導入されているということなんですけども、ちょっと私、別件で滋賀県の方で、リンの流れについての仕事をしておりまして、その時に、田畑から出てくる濁水の流出というのは、湖沼に対する負荷に影響を与えているということもございまして、その観点で「こだわり米」というふうにしてあるのが、そのこだわりがどちらのほうに向けてのこだわりなのかというのが、ちょっと水質保全とのつながりというのがわ

かりづらかったものですから、もしそういったものがなされておるのでしたら、それはそれで喜ばしいことだと思いますし、濁水が負荷に与える影響なんかというのが、ちょっとこの辺の釜房ダムの湖沼に対して、どういうふうなインパクトをもたらしているのか、私はちょっとまだよく存じ上げませんので、そういうことがもしなされていないようでしたら、ぜひご検討いただきたいなというふうに思っております。

○須藤会長 どうぞ。そこまでは詳しく踏み込んでないね。

○赤坂課長 ないですので、今後、その辺も把握させていただきたいと思います。

○須藤会長 私も琵琶湖の件は、琵琶湖のお手伝いもしていますので、若干存じ上げていますので、そういうことからすれば、当方の流域については不十分だと思いますので、流出水対策については、もう少し踏み込んだほうが良いように思っております。今回の答申の中で踏み込まない部分は、最終的にはあと5年ありますので、その中で改善をしていくということにさせていただきます。その他、いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、今申し上げましたように、これは第6期の中間見直しでございますので、一応、御質問やら、あとこれ、釜房ダムは地方整備局のほうで随分お仕事されて、何かコメントございませうか、地方整備局さん。

○東北地方整備局立花環境調整官 釜房ダムの対応については、実際に管理しています釜房ダム管理所で対策について取り組んでおりますので、この場では特に意見はありません。

○須藤会長 そうですか。わかりました。もし特にあれば伺おうと思ったんです。よろしいですね。

そうしましたら、特に追加の御意見も、地方整備局さんもなさそうでございますので、この今の中間見直しについて、附帯すべき意見は一応ないということに判断をさせていただきます。幾つかの流出水対策をもう少ししっかりやりなさいということぐらいは、意見が出ましたので、その辺をちょっと追加させていただくか何かで、中に入っていればそのままでもいいと思いますので、ちょっと文章を読み直して、流出水対策について少し丁寧にするというぐらいのことを述べていただいて、これを一文ぐらいつけ足すかもしれないかもしれませんが、こういうことで先生方の御意見で答申書としてよろしいでしょうか。

では、よろしければ、このようにさせていただきます。ちょっと文章については私と事務局にお任せ、ちょっと一文意見があったので、そこをつけ加えたいと思います。

## (2) 報告事項

### ①宮城県環境基本計画の進捗状況について（環境政策課）

○須藤会長 それでは、報告事項にまいります。本日の報告事項は1件でございます。報告事項1、宮城県環境基本計画の進捗状況について担当課から御説明願います。

○伊勢課長 それでは、報告事項1の宮城県環境基本計画の進捗状況について説明させていただきます。資料は報1という印がついているもので御覧ください。こちらは、本日あわせてお配りしております平成29年版宮城県環境白書から、環境基本計画の進捗状況を記載した箇所を抜粋してコピーして作成した資料でございます。

まず、環境基本計画について確認する意味で、簡単に説明させていただきます。ページ番号8の中ほどより少し上の図を御覧ください。平成28年3月に策定した現行の環境基本計画では、計画の目標である環境の将来像として「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」と「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」を掲げております。

1枚めくっていただきまして、ページ番号9のところをお開きください。中ほど少し上に図がございますが、これは将来像を実現するための政策と施策項目を整理したものでございます。図の左側でございますが、計画期間である平成32年までの間、特に重点的に取り組む施策として、復興のための重点的な取組を設定しております。また、その右、将来像を実現するため低炭素社会の形成、循環型社会の形成など、4つの主要な政策を設定しております。

それでは、その下の3、環境基本計画の進行管理のところを御覧ください。将来像実現のための政策に係る具体的な施策は、環境分野ごとに策定して個別計画により推進し進行管理することとしております。環境基本計画の進行管理は、個別計画ごとに定める数値目標等を踏まえた指標ごとに点検・評価し、その結果を県議会、環境審議会に報告するとともに、環境白書として公開することとしております。

続けてページ番号10をお開きください。表1-3-2-1には、政策項目ごとに整理した管理指標と、

平成28年度実績における目標達成状況を示しております。なお、一部の指標ではデータが入手できないため、平成28年度より以前の年度の数値を評価しているものもあります。現在測定可能な直近年度の数値により評価を行っております。評価年度における状況の欄につきましては、目標の達成状況を丸とバツで示しております。また、参考欄の矢印につきましては、前年度実績に対しての状況を示しております。平成28年度実績におきましては、ここに管理指標全部18項目ございますが、半分の9つの指標で目標を達成しております。半分の9つは達成しておらないということでございます。

指標ごとに状況を若干説明いたします。政策1、低炭素社会の形成につきましては、3つの管理指標を設定しておりますが、目標達成できた項目はありませんでした。番号1、温室効果ガス年間排出量は、震災からの復興事業の影響によって平成24年度実績から増加に転じており、算出可能な直近年度である平成25年度実績においては、前年度よりさらに排出量が増加しております。番号2の自動車からの二酸化炭素排出量削減率につきましては、東日本大震災以降に数値が悪化しており、復旧・復興事業に係る車両の交通量が増加していることが、目標を達成できなかった要因の1つと分析しております。また、番号3の再生可能エネルギー等導入量につきましては、太陽光発電やクリーンエネルギー自動車の導入が進み、改善傾向にはあるものの、過年度に発生した地熱発電所事故の影響や、東日本大震災時に沿岸部のバイオマス施設が被災したことによる影響もあって、目標を達成できていない状況が続いております。現在、パリ協定など世界や国の動きを踏まえて、先ほどの地球温暖化対策実行計画や再エネ省エネ促進基本計画を見直す作業を進めているわけでございますけれども、温室効果ガスの排出抑制に向けた効果的な取組をさらに一層進めていく必要があります。

続きまして政策2、循環型社会の形成でございますが、こちらは6つの管理指標のうち3項目で目標未達成となっております。まず番号4の県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量は、震災後急増し、その後減少傾向にありますが、焼却ごみへ再生利用できるものの混入が多い状態が継続してしまっております。最終処分率以外は目標達成ができず、震災前の水準にも戻っておりません。それから番号7の産業廃棄物排出量は、震災後徐々に増加していましたが、27年度に入って減少に転じました。排出量とリサイクル率は目標達成していますが、最終処分率は震災復旧事業等によるがれき類などが増加したことにより目標達成できていません。番号4から9番までの一般廃棄物、産業廃棄物ともに、震災を契機とした課題がございます。引き続き資源物混入対策や産業廃棄物排出量の変化への対応と、循環型社会形成推進計画に基づいて各施策を推進していく必要があります。

続きまして政策3、自然共生社会の形成につきましては、管理指標である番号10番、豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合につきましては、目標を達成しております。また、今年度より管理指標として追加いたしました番号11の県内未間伐森林面積につきましては、目標値には達していないものの、着実に減少傾向にあります。自然環境分野につきましては、外来種の侵入による在来稀少種の保全や、野生鳥獣による農業被害など、指標管理が難しい項目での課題が多く存在しております。県では、これらの課題への対策を通じ、本県の豊かな自然を将来に引き継ぐための施策を自然環境保全基本方針、鳥獣保護管理計画、生物多様性地域戦略などに基づき継続して実施してまいります。

続きまして政策4、安全で良好な生活環境の確保でございます。こちらの指標では、番号15の道路に面する地域における自動車交通騒音の環境基準達成率と、番号16の清らかな流れにおいて年度目標を達成できませんでした。自動車騒音につきましては、低炭素社会の項目の中で説明しました番号2の自動車からの二酸化炭素排出量削減率と同様、東日本大震災以降に値が悪化している指標でございます。震災復興に係る車両の増加が指標値の悪化の背景にあると認識しており、さらにエコドライブの励行など、自動車交通環境負荷低減計画に基づき普及啓発などを進めてまいります。番号16の清らかな流れの水質環境基準の達成率につきましては、河川においては達成しておりますが、先ほども議論になりましたけれども、湖沼や海域での達成率が低いため、全体としては目標達成とはなりません。湖沼や海域での達成率低迷の要因は、水の交換性が悪い閉鎖性水域であることであると考えており、県としましては、水質汚濁物質の発生源である工場、事業所や生活排水への対策を引き続き実施してまいります。

以上、御説明いたしました目標値を達成できなかった指標につきましては、7年を経て現在もなお震災の影響が見られるものとなっております。復興を着実に進めながらも、目標の達成に向けた施策に、各分野別計画に基づき展開してまいります。

続きまして13ページをお開きください。このページ以降からは、個別計画ごとの達成状況につきまして、より詳細に記載しております。先ほど表で説明させていただいた内容の詳細を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。説明は以上でございます。

- 須藤会長 どうも御説明ありがとうございました。大変、当方の環境の推移、概要についてわかりやすく説明していただいたと思います。何か御質問なり、御意見ございませんでしょうか。遠慮なく、まだしばらく時間がございますので、どうぞ遠慮なくお願いします。香野先生、何かございますか。よろしいですか、これについては。ほかのことでもよろしいですよ。
- 香野委員 では、道路に面する地域の自動車交通騒音ですけれども、道路に面する地域だけで、それ以外の地域での環境基準の達成というのはいかがでしょうか。
- 須藤会長 どうぞ、担当者に御説明していただいたほうがいいのかもかもしれません。赤坂課長、道路に面してないところもどうですかと。
- 赤坂課長 道路に面する地域以外のところの状況については、環境白書のほうに記載してございます。
- 香野委員 道路に面する地域については、10ページにございますね。10ページの15番目。
- 赤坂課長 道路に面する地域とほかの騒音の達成状況は別にあります。例えば新幹線の騒音でしたり、あるいは道路騒音でしたり、また別に区分しておりますので、100%とまではいきません。失礼いたしました。お手元の環境白書の85ページを御覧ください。84ページから85ページにかけて、騒音、振動の状況が記載されております。その中で、自動車騒音が85ページの(2)、それから航空機騒音の状況、その表の中で書いてございますけれども、いずれにしても達成状況全てというわけには、騒音の場合いきませんで、そういった数値で推移してございます。
- 香野委員 ありがとうございます。
- 須藤会長 香野先生、よろしいですか。
- 香野委員 はい。それは結構です。もう一つよろしいでしょうか。前に戻りますが、審議2-1の公共用水域、これの「関係機関と協議の上、県知事が決める」となっておりまして、というと、独自で地方自治体が行っているのが、多賀城だとかございますが、それ以外の石巻とかそういうところの地点というのは、全部県で行っているということなんでしょうか。
- 須藤会長 協議の上決めるのは、どういうふうにして決めているかですね。どうでしょうか。
- 香野委員 ええ、地点とかですね。
- 赤坂課長 例えば、今回8ポイント減ってございますけれども、そこは石巻の万石浦というところでございます。もともと県でポイントを基準点と申しまして何ポイントも持ってございますので、抜けている市町があっても、県のほうできちんとポイントを持って実施してございます。この市町につきましては、以前から、例えば大きな工場事業所があって、もともと市町のほうで測定をしていたとか、そういった経緯がございますので、そういったところは継続してやっていただいて、県で持っているところ、国で持っているポイントがございますので、それを全て県内で合わせましてバランスをとって測定をするということを調整しております。
- 須藤会長 ですから、非常に複雑なんですよ。国がまず環境基準点って決めますよね。それから県が、ここだと決めますね。それから市町村になれば、ここはうちが決めたいというのがありますね。それを合わせて測定地点として測定しているわけですよ。だけれども、ある市町村が「ここはもうやめた」と言われたら、それは「ぜひお願いします」とは、なかなか言い切れませんよね。だから、県と国の分はもちろんできているわけですが、市町村で行っている分というのは、多少流動するということだと思います。
- 香野委員 公共用水域でいきますと、審2-2の1ページ目ですね、独自に測っている特別公共用水域というんですか、これで気仙沼と名取と多賀城、岩沼だけが独自に測っているということなんでしょうか。それ以外の、今言いましたような石巻であるとか大崎ですとか、そういうところでは測定していないということなんでしょうか。
- 赤坂課長 先ほど申し上げたとおりでございます。市町で、ここに記載のないところにつきましては、県が補完しておりますので、我々で測定をしていると。ここに載っている市町につきましては、やっていただいているということなんです。ですから、先ほど大崎とか石巻とかというのは、県が主体的にやっています。
- 香野委員 ありがとうございます。そうすると、多賀城で1水域だけをはかっているというのは、独自にやりたいと思ってやっているということですね。
- 須藤会長 やりたいかどうかはともかく、継続性があるから、過去のデータも必要だし、これが



らも残しておきたいといえは1水域であれ、2水域であれ継続してやるということはありません。

○香野委員 と思ったのは、多賀城とかは測定する技術があるけれど、ほかのところはないのかなというような……。

○須藤会長 そういうところももちろん、市町村の場合はあり得ますね、分析機械なんか持ってなければ。あるいは委託でもいいんですけども、それはお金がかかることですから、それはあり得ると思います。

○香野委員 ありがとうございます。

○須藤会長 ほかによろしいですか。はい、どうぞ。日引先生、どうぞ。

○日引委員 事実確認だけさせていただきたいと思います。古いんですけども、釜房ダムの答申案のところで、私、実情よくわからないので、ちょっと質問なんです、「こだわり米」の生産というところがありますよね。これの意味がちょっとよくわかってないんですけども、先ほどもちょっとお話を伺っていましたが、「こだわり米」というのは、要するに汚染物質が少なくなるようなお米をつくっているというのを「こだわり米」と呼んでいるという、そういう意味での「こだわり米」の生産というのはそういうことで、それを政策目標にしているという意味なんですか。それで、なぜ「こだわり米」生産というのが項目として上げられている意味が、よく理解できなくて、それともう一つは、計画の開始時が80ヘクタールで、中間目標も変わらず80ヘクタール、目標が80ヘクタールで、最初から設定されている目標も同じ数字がずっと並んでいるんですけども、現状は79.8で下がっているんですね、開始時に比べてほんの少しですけども。これはどう評価している、よくなっていると評価するのか、そうではないのか。検討したりする場合はどういうふうに検討したかということがわかれば教えていただきたいなと思います。

○須藤会長 ありがとうございます、御質問。これは赤坂課長、どうぞ。非常に微に入り細に入り質問なので、もしかしたら、すぐわからなければ、後で、これは審議には直接は影響しないと思いますので。今、説明できる担当者でいいですよ。

○山谷技術主査 担当の山谷と申します。ただいま「こだわり米」の生産について、御質問をいただきましたけれども、おっしゃっていただいたとおり環境に配慮した生産の仕方をしていただいております。流出水対策というのは、そもそも釜房流域の中でも農地が非常に割合が高い水域、前川流域なんですけれども、ここで農地の中でどれだけ対策ができるかということで、いろいろ対策をしている中の1つでございます。この「こだわり米」の生産の目標値なんですけれども、これは毎年、この80ヘクタール分生産するという目標でございまして、ちょっと資料わかりにくかったかもしれませんが、28年度では、その年80ヘクタールつくる目標に対して79.5ヘクタール生産したという意味でございます。

○須藤会長 先生、それでよろしいでしょうか。

○日引委員 これはだから、農家の方にとって、ある年は「こだわり米」をつくり、ある年は「こだわり米」をつくらないということが毎年起こるわけですか。ずっと同じやり方で続けてくれているわけではないわけですね。あるいは、減った理由が農業をやめたから減ったという、いろいろとあると思うんですけども、そのあたりはどういうふうに把握しているのか。だからこれは喜ばしいことなのか喜ばしくないことなのか、よくわからないんですけども、つまり、農業全体で生産量が減っていく中で、「こだわり米」の面積はたった0.5%減っているんだったら、余り大きな問題にならないですよ。だけど、農業がふえている中で79.5に減っているんだったら、ちょっと問題ですから、要するに米の生産自体が減っていて、それで同じように比例して「こだわり米」が減ったのか、ほかの農業、米の生産がふえているけれど「こだわり米」だけ減ったのかということによっても、この79.5の意味の理解の仕方が変わってくるわけですよ。だから、これは喜ばしいのか喜ばしくないのか、農業を含め全体からの汚染との関係を見ると、ちょっと理解だけはしておいたほうがいいかなというふうには思いました。

○山谷技術主査 わかりました。

○須藤会長 どうぞ、部長から。

○後藤部長 私、昨年まで農林水産部長をしておりましてので、概況についてお答えしたいと思いますが、「こだわり米」という言葉自体は、農業生産サイドでは特に余り使ってないんですが、一般的な言葉として使っておりますが、宮城県の代表的な「こだわり米」の生産というのは環境保全米という呼び方をしまして、環境保全米と呼べるのは、農薬を通常使用量の50%以下、

それから肥料も通常使用量の50%以下にするという、その2つの要件を揃えたものを環境保全米というふうに言っております。それが代表的な「こだわり米」の生産方針となっております。今、米の生産は年々減っております。一方で「こだわり米」の生産も、「こだわり米」でつくった米に対する価格評価がさほど上がってきていない、さほど価値評価されていないということで、生産者の方々も環境保全米というものではなくて、例えば、今年新しく出しましたが「だて正夢」というブランドとしての米を作るほうにシフトしていったり、そういったいろいろな変化をしておりますので、環境保全米としての作付というのは徐々に減ってきているところでございます。その中で、減り方とすれば、開始時80ヘクタールで79.5ヘクタールという現状は、減り方としては少ないほうではないかというふうに思いますので、これは地域的に個別に存じ上げているわけではございませんが、そういう状況でございますので、これは何とか環境に負荷を与えない生産方式を、この地域では維持していただいているというふうに評価できるのではないかとこのように思います。

○須藤会長 よろしいですか。

○日引委員 はい。

○須藤会長 ありがとうございます。ほかの先生、よろしいですか。どうぞ。

○萩原委員 環境基本計画の進捗状況のところ、一般廃棄物のリサイクル率のところ、達成していないという話なんです、たしか国の環境基本計画の見直しのところでも、人口減少とともに高齢化の問題がここに影響しているのではないかとこの意見が出ていたと思います。つまり、高齢者の高齢化が進むことによって、リサイクルする体力であるとか、意識であるとか、そういったものが関係してくるだろうという話があります。

○須藤会長 高齢化が影響しているんですね、はい。

○萩原委員 高齢化、高齢者ですね。高齢者が増加していることによって。これは、23区内でも、ちょっと今関わっているところでも、そういう高齢者に対しての、こういう一人一人の意識改革というように言われるんだけれども、意識はあるけれどなかなかできないという、そういう状況に対して、どういうふうに対策をしていくのかというのが、これから大きな課題になっていくだろうということが言われていますので、そういう視点も踏まえて。それから単身者も非常に増加しているということで、その方たちに対する意識啓発をどうするかというのは、非常に大きな課題にもなっていますので、そのあたり、宮城県がどうなのかというのは、私も離れて随分たっしてしまっていますので、あれなんです、そういう社会的な変動というか、そういったものにも、ぜひ関心に向けていただければなというふうに思います。以上です。

○須藤会長 萩原先生、どうもありがとうございました。今のことについて、高齢化との関係ということ、何か、そちらからの御回答ありますか。もう少しお勉強していただけますか。担当者いるのね。じゃあどうぞ。

○三沢技術補佐 御意見ありがとうございます。循環型社会推進課の三沢と申します。今、先生御指摘のとおり、宮城県でも高齢化人口が上がってきています。それから、高齢化世帯率も上がっています。しかも、高齢化世帯率だけではなくて、ひとり世帯のところも増えてくると思います。こういったものにつきましては、やはり社会情勢に絡めて、これまでの施策でいいのかというところがございます。実は、私どものほうでは、3Rについて市町村等の担当者さんと一緒に課題を解決していくための検討を行うという主旨で「ワークショップ」というものを行っています。この中でテーマとしては、ごみの減量化とかそういうものがありますが、その中に、高齢化に向けた対策として、どうやったらいいのか、具体的には、今までどおりの「集積所に持ってきてください」方式だけでいいのか、それとも戸別回収とかをやっていたほうがいいのか。ただ、そうするにはどういう課題があるのか、そういうところも含めて今年度もそうですが、ワークショップで検討をやっておりまして、来年度も、そのテーマについてもっと掘り下げていきたいなというふうに考えているところでございます。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

○須藤会長 それでは先生、よろしいですか。ほかの委員の方、どうぞ。いいですか。

○日引委員 今のリサイクル率の話伺っていて、ちょっと思ったんですけども、リサイクル率を計算する時には、リサイクルのルートは、要するに廃品回収みたいな形で資源回収で集めるルートと、それから清掃工場で金属を回収してやるルートと2カ所ぐらいありますよね、大きく分けまして。それで、どこが減っているのかというのはわかるのではないですかね。例えば、要するに資源のリサイクル率が低下してくる要因というのは、例えば紙のリサイクル率が低下しているのか、金属がどうかということによって対策の仕方も変わってくると思うんですよね。ですか

ら、今ここでどうのということをお願いするつもりはないんですけども、要因を今後考えるのであれば、どこの部分でのリサイクル率の低下が大きく寄与しているのかということを見ておく。本来だったら回収できなければいけない金属が回収できないんだったら、そこを考えなければいけないですし、低下している要因が紙ごみが減っていつているというんだったら、紙ごみが混入していて分別されずに焼却処分されているといったことが問題になるでしょうし、いろいろな、瓶とか缶とかいろいろあるでしょうから、それが個別にもしわかるのであれば、そういうのを見て少し改善の余地があるかどうかを見ていただくということ、将来的に考えていただければいいかなというふうに感じました。以上です。

○須藤会長 よろしいですか、それで。

○吉岡副会長 今回の御質問、実は今、大学のほうでも県のほうと一緒に協力をさせていただいて、そういった資源物をどういうリサイクルする、どのくらい賦存量があるのかと、県内にですね、そこを今実は調査してというのは、もう始めております。なので、市町村の中にどれだけ資源物が眠っていて、それがまだどれだけ掘り起こせるのかというのは、今、調査を始めているという段階で、今後それをどういうふうに、今度施策のほうに持っていくのかというような下調べのところは、もう開始しているというのは、ちょっと報告というか、僕どっちの人間なんですかね、報告させていただきたいというふうに思っております。

かなり、やはり皆さん資源物になるものが一般ごみの中に入っているというのは、今まで調べたところでは出てきているなというふうに思っておりますし、金属のリサイクルにしても、かなり賦存量がある中で、実は宮城県の中で、それが上手に使われていないというのも、何となく見えてきたと。これは今後大きく施策に生かされるのではないかなというふうに思っているところでもあります。

それとちょっと、今度私のほうからの質問といいますかお願いになるんですけども、先ほど萩原先生のほうから、SDGsとの関連できちんと整理していただくことが大事だということ、温暖化対策のところでもコメントいただいたんですけども、実はSDGsの話というのは、当然ご存じだと思いますけれども、環境マターだけではなくて、ほかの関係部局のところも相当あると思うんですね。そうすると、県で今ここでやっているようないろいろな施策があると思うんですけども、SDGsは環境だけに限らず医療のほうも当然入ってきますし、そういうところも含めてSDGsとのいわゆる星取表的なものを、ぜひつくっていただいて、それによって逆に言うと、大きい市町村は、それは自分たちでできるからいいとかあるんですけども、むしろ小さい自治体になってくると、そういうところにも実は手が回らないというのが現状だろうと。そこを上手に県のほうでカバーしていただいて、県全体としてそういう方向に向いていけるような、そんな方向性が示せる題材として星取表というのは大事だと思うんですね。ぜひ、御検討いただければというふうに思います。

○須藤会長 吉岡先生、どうも解説ありがとうございました。

### (3) その他

○須藤会長 それでは、一応これで報告事項まで終わったんですが、その他として何かありますでしょうか、どうぞ。

○伊勢課長 その他ということで、事務局から2点ほど。1点目でございますけれども、この環境審議会の次回日程についてでございますけれども、次回、今日、地球温暖化対策実行計画の骨子案について御協議いただきまして、2月には素案を専門員会議にかけます。その後、さらに修正を重ねた後の計画案を3月下旬に、また環境審議会をこのように開催させていただきたいというふうに思っています。その日程調整について、また追っつけご連絡いたします。

○須田会長 3月下旬は決まっているんですね。

○伊勢課長 3月下旬ごろというふうなことで決定させていただきたいと思いますので、その点、よろしくお願ひいたします。これが1点目でございます。

それから、2点目でございますけれども、今日、皆さんの机の上にこういう紫色っぽいチラシがございまして、これについてちょっと情報共有という形でお願ひしたいと思ひまして、これは、廃プラ資源中国輸入ストップ緊急対策セミナーとあって、このセミナーそのものは、もう既に先月終わったものなので、大変恐縮なのでございますけれども、御承知のとおり、中国は17年12月、先月末をもって、世界中から輸入しておりました廃プラスチック、即ち日本ではリサイクルされた後も、汚れがひどいとか、分別がされないとか、そういったものを世界中、日本だけではなく

てアメリカ、ヨーロッパ、特に日本が多いわけですが、そういったものを輸入していたということは一切やめますという話になります。これは、産業の部分でもインパクトがございまして、それから我々の日常生活にかなり影響が、中長期にわたってあるだろうと。それで、これは事業者向けでございましたけれども、今の状況がどうなっているのかというふうなセミナーを緊急に開いたというものでございます。定員100名でやったんですけれども、あっと言う間に倍になったので、会場をもう一つ借り上げてやったというくらいに、皆さん非常に、メーカーはメーカー、それから産廃事業者、それからその他サービス産業、あらゆる業種の方がかなり危機感を持っていて、現実的に話をしますと、かなり今、県内でも徐々に問題が起こっております。引き続き、これについては県でも状況把握、それから対策の方向性とか、そういったものを研究してまいりたいと思っております。要するに、自分のところの汚いごみは自国で整理するという、どちらかと言えば当たり前ところに立ち返っていく必要があるということだと思っておりますけれども、実は廃プラスチックに関わる、宮城県のマテリアルリサイクルの技術のある企業というのは、かなり手薄になってございます。県としてはこういう危機を、より精度の高い方向に、産業化などを含めて取り組んでいければというふうに思っております。

皆さんのお知り合いの企業の方で、先月まではこうだったんだけども受けとってくれないですよみたいな、そういう細かい情報もあると思いますので、県のほうに情報をつないでいただきたいというふうに思います。

関連して後ろのページに、県のほうでも時々刻々動いている環境問題について、まずはセミナーを開催し、それからその後、仲間を募って講習会を開催しというようなことを随時やってございます。お気づきの点があれば、新しいテーマでまたいろいろやっていきたいと思っておりますので、引き続き御指導賜ればと思います。以上でございます。

○須藤会長 どうも、たくさんの情報提供ありがとうございました。これについては、ここで質問いただくというよりは皆さん受けとめていただいて、新たに1つの情報源として御利用いただければと思っております。

それでは、予定していた議事につきましては、時間もまいりましたので以上とさせていただきます。本日の会議を通じて、何か全体的に御意見があれば、一言、二言お伺いしたいと思います。特に質問がなければ、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。御審議、どうもありがとうございました。それでは、事務局に後の司会をお返しいたします。

○司会（鈴木補佐） 須藤会長、ありがとうございました。